⑽　調整

調整については、次に掲げる額を対象とするものとする。

ア　法人住民税法人税割の減税等に伴う影響額について、地財法第33条の５の９の規定に基づき算出した額

イ　特別法人事業税等による減収に係る額について、地財法第33条の５の10の規定に基づき算出した額

ウ　地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業に係る通常の地方債に加え、愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法（令和７年法律第85号）第２条に規定する組織委員会に対する当該地方公共団体の負担金の額の範囲内で地方債を充当することが可能な額

㈡　公営企業債

⑴　水道事業

水道事業については、上水道及び簡易水道に係る建設改良費等並びに用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする。

⑵　工業用水道事業

工業用水道事業については、工業用水道の建設改良費等及び用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする。

⑶　交通事業

交通事業については、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業及び船舶運航事業の建設改良費等、用途廃止施設の処分等に要する経費並びに経営改善実行計画に基づいて経営改善に取り組む事業に係る資金不足額及び経営改善の実施に要する経費を対象とするものとする。

経営改善実行計画に基づいて経営改善に取り組む事業に係る資金不足額及び経営改善の実施に要する経費については、当該取組により収支改善が見込まれる額の範囲内を対象とするものとする。

⑷　電気事業・ガス事業

電気事業・ガス事業については、電気事業及びガス事業に係る施設の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする。

⑸　港湾整備事業

港湾整備事業については、埠頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等の建設改良費等及び用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする。

⑹　病院事業・介護サービス事業

病院事業・介護サービス事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

①　病院事業

病院事業については、病院、診療所その他の医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設改良費等、医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等、用途廃止施設の処分等に要する経費並びに経営改善実行計画に基づいて経営改善に取り組む事業に係る資金不足額又は流動負債の額が流動資産の額を上回る額（以下「資金不足額等」という。）を対象とするものとする。

経営改善実行計画に基づいて経営改善に取り組む事業に係る資金不足額等については、当該取組により収支改善が見込まれる額の範囲内を対象とするものとする。

②　介護サービス事業

介護サービス事業については、介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護ステーション及び職員宿舎の建設改良費等、介護のために必要な機械器具の整備費等並びに用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする。

⑺　市場事業・と畜場事業

市場事業・と畜場事業については、中央卸売市場及び地方卸売市場並びにと畜場の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする。

⑻　地域開発事業

地域開発事業については、臨海土地造成事業、内陸工業用地等造成事業、流通業務団地造成事業、都市開発事業及び住宅用地造成事業における建設改良費等並びに用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする（ただし、内陸工業用地等造成事業又は住宅用地造成事業を新たに行う場合には、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

⑼　下水道事業

下水道事業については、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする。

⑽　観光その他事業

観光その他事業については、観光施設事業、有料道路事業、駐車場整備事業及びその他事業（公営企業債の対象事業のうち、上記に掲げる事業以外の事業であって、主としてその経費を当該事業により生じる収入をもって充てることができる事業をいう。）における建設改良費等並びに用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする（ただし、観光施設事業を新たに行う場合には、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

⑾　公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人のうち地方公共団体が主導的に設立したもの若しくは公立大学法人（附属病院に係るものに限る。）に対する出資金、貸付金若しくは補助金又は公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金若しくは出資金について起債を行う場合には、当該法人が実施する事業の内容に応じ、これに相当する事業に係る地方債において取り扱うものとする。

⑿　公営企業に附帯する事業について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

⒀　石川県又は令和６年能登半島地震において災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村のうち、次のいずれかに該当する市町村（以下「令和６年能登半島地震特定被災市町村」という。）若しくは令和６年能登半島地震特定被災市町村が加入する一部事務組合等が、令和６年能登半島地震に伴う料金の減免や事業休止等により令和８年度において発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。

ア　震度６弱以上が観測された市町村

イ　住宅の全壊世帯数（戸数）が災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）別表第３に掲げる世帯数（戸数）以上の市町村（半壊は２戸をもって全壊１戸とする。）

ウ　公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地方負担額の標準税収入割合が５％を超えている市町村

㈢　国の予算等貸付金債

国の予算等貸付金債については、国の予算又は政府関係機関等から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。

㈣　補正予算債

補正予算債については、国の補正予算等に伴う地方負担額に対する地方財政措置の内容に応じて別に定めるところにより対象とするものとする。